

## 東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和52年条例第2号。以下「条例」という。）第1条に規定するパートタイム会計年度任用職員（以下「職員」という。）に対する報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の額)

第2条 職員の報酬の額は、別表のとおりとする。この場合において、職員が当該職員について定められた勤務時間中に東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例（平成20年条例第14号）第11条に規定する休日、日曜日又は土曜日の勤務として勤務することを命ぜられ、勤務した場合の報酬の額については、同表に規定する報酬の額に100分の125を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 職員が命により勤務した勤務時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数に係る報酬の額については、当該端数が30分以上のときは別表に規定する報酬の額（前項後段に規定する報酬の額を含む。）に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30分未満のときは零とする。

3 東大和市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号。以下「給与条例」という。）第12条から第12条の4までに規定する時間外勤務手当及び給与条例第14条に規定する夜間勤務手当に相当する職員の報酬の額については、給与条例第12条から第12条の4まで及び第14条の規定を準用する。この場合において、給与条例第12条第2項中「7時間45分」とあるのは、「8時間」と読み替えるものとする。

### (報酬の支給方法)

第3条 報酬は、月の初日から末日までの間の勤務に係るものを翌月の20日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日に支給する。

### (報酬の減額)

第4条 条例第3条第4項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 東大和市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第号。以下「勤務時間規則」という。）第10条に規定する年次有給休暇を承認され、勤務しなかった場合

(2) 勤務時間規則別表第4に規定する公民権行使等休暇を承認され、勤務しなかった場合

(3) 勤務時間規則別表第4に規定する忌引休暇を承認され、勤務しなかった場合

(4) 勤務時間規則別表第4に規定する夏季休暇を承認され、勤務しなかった場合

2 職員が条例第3条第4項の規定の適用を受ける場合において、その勤務した勤務時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数に係る報酬の額については、第2条第2項の規定を準用する。

(費用弁償)

第5条 条例第4条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給与条例第9条の2第1項第1号に規定する要件に該当する職員 東大和市職員の通勤手当に関する規則(昭和33年規則第2号)第5条の規定の例により算出した通勤1回の往復に要する運賃に相当する額に当該職員の1か月における現に勤務した日数を乗じて得た額(公共交通機関共通乗車カード等を使用することにより、職員が通勤の費用軽減に係る特別の利益を受けると認められる場合は、当該額から当該利益に相当する額を控除して得た額)と、通用期間1か月の定期券の額のいずれか低廉の額

(2) 給与条例第9条の2第1項第2号に規定する要件に該当する職員 給与条例第9条の2第2項第2号並びに東大和市職員の通勤手当に関する規則第7条第1項及び第3項の規定の例により算出した額を21で除して得た額に、当該職員の1か月における現に勤務した日数を乗じて得た額

(3) 給与条例第9条の2第1項第3号に規定する要件に該当する職員 前2号に定める額の合計額

2 費用弁償の支給方法については、第3条の規定を準用する。

(期末手当の支給対象外職員)

第6条 条例第5条第1項前段の規則で定める職員は、次に掲げる者とする。

(1) 1会計年度において、同一の任命権者に任用される期間が通算して6月に満たない者又は1週間当たりの勤務時間数が20時間に満たない者(任命権者が別に定める者を除く。)

(2) 条例第5条第1項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に新たに条例の適用を受けることとなった者

(3) 地方公務員法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職にされている者

(4) 法第29条第1項の規定により停職にされている者

(5) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている者

(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定による育児休業中の者(基準日に育児休

業中の者のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間（育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間並びに第3号及び第4号に掲げる者として在職した期間を除く。）を含む。）がある者を除く。）

(7) 前各号に定める者のほか、市長が別に定める者

2 条例第5条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる者とする。

(1) 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第4号から第7号までのいずれかに該当した者

(2) 法第28条第1項の規定により免職された者

(3) 法第28条第4項の規定により職を失った者

(4) 法第29条第1項の規定により免職された者

(5) 条例の適用を受けていた者で、退職後新たに条例の適用を受けることとなった者

(期末手当基礎額)

第7条 条例第5条第2項の規則で定める額は、基準日前6か月以内の期間における勤務（異なる任命権者に任用された期間の勤務を除く。）に対し、当該職員に支給された報酬の総額（第2条第3項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬を除く。）を6で除した額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 当分の間、条例第5条第2項の規則で定める支給割合は、1とする。

別表（第2条関係）

職務名	報酬
心理相談員	時間額 2,500円
さわやか教育相談員	時間額 2,500円
学習指導員	時間額 2,000円
スクールソーシャルワーカー	時間額 2,000円
ティームティーチャー	時間額 2,000円
スクールカウンセラー	時間額 2,000円
管理栄養士	時間額 2,000円
保育園栄養士	時間額 2,000円
保健師	時間額 2,000円
看護師	時間額 1,810円
精神保健福祉士	時間額 1,810円
歯科衛生士	時間額 1,810円
福祉業務支援員	時間額 1,810円
障害福祉業務相談員	時間額 1,810円
消費生活相談員	時間額 1,810円
臨時保健師	時間額 1,790円

助産師	時間額	1,750円
臨床検査技師	時間額	1,710円
臨時看護師	時間額	1,710円
介護認定調査員	時間額	1,690円
臨時准看護師	時間額	1,670円
臨時歯科衛生士	時間額	1,670円
ひとり親・女性相談員	時間額	1,630円
生活保護面接相談員	時間額	1,630円
栄養士	時間額	1,630円
部活動指導員	時間額	1,600円
主任児童館業務員	時間額	1,480円
図書館業務員	時間額	1,480円
ファーマーズセンター農業指導員	時間額	1,480円
学校図書館指導員	時間額	1,480円
公民館業務員	時間額	1,480円
保育士	時間額	1,480円
指導検査員	時間額	1,480円
郷土博物館業務員	時間額	1,480円

事務専門員	時間額	1, 280円
用地事務専門員	時間額	1, 280円
庁用車管理業務員	時間額	1, 280円
庁用車運転業務員	時間額	1, 280円
国民年金相談員	時間額	1, 280円
土木建築等職	時間額	1, 280円
宿日直業務員	時間額	1, 280円
臨時11時間開所保育士	時間額	1, 240円
催告事務	時間額	1, 170円
土木・清掃作業員	時間額	1, 170円
自動車運転手	時間額	1, 170円
臨時保育士	時間額	1, 130円
児童館業務員（有資格）	時間額	1, 130円
臨時栄養士	時間額	1, 130円
臨時11時間開所保育補助員	時間額	1, 060円
給食調理員	時間額	1, 050円
介助員	時間額	1, 050円
文書交換業務員	時間額	1, 050円

施設等営繕業務員	時間額	1,050円
プール指導員	時間額	1,050円
学習支援員	時間額	1,050円
一般事務	時間額	1,020円
臨時保育補助員	時間額	1,020円
児童館業務員(その他)	時間額	1,020円
図書館勤務員	時間額	1,020円
スクールサポートスタッフ	時間額	1,020円